

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年7月1日

【会社名】 日本管財株式会社

【英訳名】 NIPPON KANZAI Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福田 慎太郎

【本店の所在の場所】 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号

【電話番号】 0798(35)2200(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 原田 康弘

【最寄りの連絡場所】 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号

【電話番号】 0798(35)2200(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 原田 康弘

【縦覧に供する場所】 日本管財株式会社本社
(東京都中央区日本橋二丁目1番10号 柳屋ビルディング)
日本管財株式会社大阪本部
(大阪市中央区淡路町三丁目6番3号 NMプラザ御堂筋)
日本管財株式会社九州本部
(福岡市中央区天神一丁目14番16号 福岡三栄ビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成26年6月27日の当社第49期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金22円 総額378,284,940円

ロ 効力発生日

平成26年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

定款20条(取締役の員数)に定める取締役の員数の上限を1名増員し、15名以内から16名以内に変更するものであります。

第3号議案 取締役14名選任の件

福田 武、福田慎太郎、安田 守、徳山良一、高橋邦夫、城野 茂、小南博司、天野健二、西岡信壽、降矢直樹、原田康弘、赤井利生、大原嘉昭及び若松雅弘を取締役に選任するものであります。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任する取締役 田中稔氏に退職慰労金を贈呈するものであります。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を「年額350,000千円以内」から「年額470,000千円以内」に、監査役の報酬額を「年額25,000千円以内」から「年額30,000千円以内」にそれぞれ改定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	136,766	83	0	(注)1	可決 99.94
第2号議案 定款一部変更の件	136,514	336	0	(注)2	可決 99.75
第3号議案 取締役14名選任の件					
福田 武	124,194	12,656	0		可決 90.75
福田 慎太郎	128,663	8,187	0		可決 94.02
安田 守	136,282	525	43		可決 99.58
徳山 良一	136,242	565	43		可決 99.56
高橋 邦夫	136,219	588	43		可決 99.54
城野 茂	136,279	528	43		可決 99.58
小南 博司	136,282	525	43	(注)3	可決 99.58
天野 健二	136,269	538	43		可決 99.58
西岡 信壽	136,274	533	43		可決 99.58
降矢 直樹	136,281	526	43		可決 99.58
原田 康弘	136,282	525	43		可決 99.58
赤井 利生	136,282	525	43		可決 99.58
大原 嘉昭	136,278	529	43		可決 99.58
若松 雅弘	136,272	535	43		可決 99.58
第4号議案 退任取締役に対する 退職慰労金贈呈の件	126,024	10,826	0	(注)1	可決 92.09
第5号議案 取締役及び監査役の 報酬額改定の件	136,301	549	0	(注)1	可決 99.60

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使、当日出席の役員及び大株主の賛成により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の役員及び大株主以外の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権の数は加算しておりません。